

請願第1号「精神保健福祉施策の充実を求める請願書」賛成討論

小寺岸子

2011.9.22

わたし、小寺岸子は、請願第1号「精神保健福祉施策の充実を求める請願書」に賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願は、精神障害が、身体障害、知的障害と同様に障害者基本法に位置付けられたにも関わらず、制度が追いついていないことへの改善要望です。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条に、「精神障害者保健福祉手帳」の制度について示されています。精神障害者保健福祉手帳の交付は、精神疾患を有し、精神障害のため長期にわたり日常生活、または社会生活に制約のある方々が対象です。

この方々は、入院または、通院を繰り返しているため、一般就労は難しい状況にあります。軽度であっても、あせって復帰することで、長期化する傾向にあります。また、精神的に過敏になっていることから、内科疾患を患うこともしばしばです。

一般就労が難しい現状では、障害基礎年金、障害者手当に頼るしかありませんが、基礎年金は、等級が下がるごとに支給額が減ります。3級については、基礎年金は0円です。手当は、月額2,300円です。けれど、精神疾患や、それに伴う内科疾患の治療を怠ることはできません。

本町の1級から3級までの手帳交付者は、平成23年4月1日現在で、195人です。精神障害者保健福祉手帳の交付をされている方々が、安心して病気と向き合うために、精神疾患のみの医療費助成ではなく、他の障害同様に、全疾患の入院・通院医療費の助成をすることを求めます。

早期に医療費助成制度が拡充されることを願って、請願第1号「精神保健福祉施策の充実を求める請願書」に賛成します。